

生協における生活互助組織の展開と今後の課題

The Issues of Mutual Self-help Group “TASUKEAI” in Consumer's Cooperatives

橋 本 吉 広

Yoshihiro HASHIMOTO

はじめに

生協福祉の特色として、京極高宣は、第一に生活者＝消費者の立場に立って福祉サービスを展開していること、第二により良い暮らしを求める日常的な広いネットワーク（小地域ごとの生活班、戸配、店舗利用などにより形成されるもの）を基盤として成立する福祉活動だということ、第三に福祉文化の学習会やボランティア活動、暮らしの助け合いの会などの日常的な相互援助を母体に人材養成がなされ、それを基盤に専門的なホームヘルパーやケアマネジャーなどが育成されていること、第四に大規模な生協においては、福祉活動や福祉サービスの提供がきわめて総合的で多様であることを挙げている（京極高宣，2002）。

高齢者福祉について見れば、2000年の介護保険サービスの開始からすでに十余年を経過しており、京極が挙げたこれらの特色が、その後、どのような展開を辿っているかについての私見は別稿（橋本吉広，2011）で示している。そこで本稿では、京極が人材養成の母体、専門的な福祉従事者を育成する基盤と位置付けた日常的な相互援助の活動と組織の実態を愛知県のA生協での実績にもとづき明ら

かにし、その固有の意義と展開の可能性を探ることにしたい。

生協には、さまざまな相互扶助の活動・組織があるが、その中心的な位置を占めるものは、暮らしの助け合いの会^{*1}といえよう。生協の暮らしの助け合いの会については、成田直志が概括的に紹介しており（成田直志，2005）、また生協のたすけあいの会に学んだ農協の助け合い組織については、田渕直子が北海道当麻農協の事例に即して検討し、農家女性によるボランティアリズム及び農協の高齢者福祉事業との関係という視点からその意義を論じている（田渕直子，2003）。さらに朝倉美江は、生活福祉を担う福祉NPOとしての暮らしの助け合いの会の活動に着目し、コープこうべ、共立社鶴岡生協（山形県）の事例に即して、たすけあいの会の形成と発展の歩み及び活動実態を当該生協の文献資料や関係者へのヒアリングなどをもとに詳細に検討

*1 ここで取り上げる生協組合員を中心とした互助組織は、一般に「暮らしの助け合いの会」と呼ばれるが、各生協によって「くらしのたすけあいの会」「暮らしの助け合いの会」など表記に違いがある。以下では、一般的な呼称としては、日本生協連の用例にしたがいくらしの助け合いの会と表記し、各生協における固有名詞として意味がある場合は「くらしのたすけあいの会」などカッコに入れて表現する。

し、生協の福祉事業の独自性を解く鍵は組合員によるくらしの助け合いの会の活動にあると指摘し、「支え、支えられる」という相互支援関係を蓄積し、共同を形成していくたすけ合いの会の実践が、生協における福祉サービスの消費者からサービス創造主体への転換を促す点に注目している（朝倉美江、2002）。

これら先行研究の成果を踏まえつつ、本稿ではA生協での「くらしたすけ合いの会」の実績データと実態調査^{*2}にもとづいて、くらしの助け合いの会の活動に内在する構造を明らかにし、筆者も参加したA生協での政策検討に即しながら、今後の課題を提示することにしたい。

そして、このことは、社会保障制度改革推進法（2012年8月10日成立、民・自・公三党合意に基づいて、社会保障と税の一体改革関連法に追加）が、社会保障制度改革における基本的な考え方の第1に「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」（第二条第1号）を掲げていることから、この制度改革が求める「自助」と生協における「相互自助」（mutual self-help）という理念との関係についても検討を深めておく必要がある。

1. 消費生協におけるくらしたすけ合いの会のいま

生協の組合員同士がくらしの場での困りご

*2 愛知県のA生協が実施した「くらしたすけ合いの会」実態調査で、同生協の2つのたすけ合いの会の活動会員496名を対象に、2010年12月3～13日、郵送により配布・回収し、298の回答を得た（回収率60.1%）。調査結果は、同生協くらしたすけ合いの会検討委員会報告書『「くらしたすけ合いの会」の検討課題と発展方向』（2011年5月27日）として発表されている。

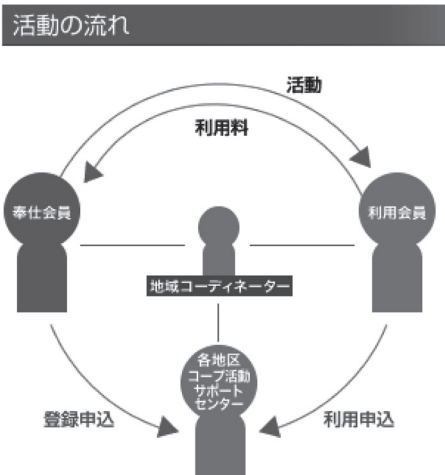


図1 コープこうべの「コープくらしの助け合いの会」
出所：コープこうべホームページ

とについて助け合う「くらしの助け合いの会」（図1）は、1983年灘神戸生協（現在のコープこうべ）で発足したとされ（成田直志、2005）、以来各地に普及し、2011年には全国66生協で取り組まれ、日本生協連によると年間活動時間は約159万時間、活動の担い手は約2万5千人に及んでいる。活動内容も、①家事支援（掃除、洗濯、食事作り、買い物など）、②子育て支援・産前産後支援（託児、保育園の送迎、産前産後のお世話）、③通院・外出介助（買い物、院内介護、薬の受け取り、話し相手など高齢者の軽易なお世話）、④草取り、家庭菜園の手伝い、荷物整理、ガラス拭きなど、⑤障がい児・者援助など多岐にわたっている。

くらしの助け合いの会の活動は、多くの消費生協ではく会員制^{*3}・有償ボランティア・生協からの援助>といったコープこうべ方式

*3 くらし助け合いの会には会員制度として、支援を利用する「利用会員」、支援を提供する「活動会員」（援助会員・協力会員・奉仕会員などの呼称もあり、本稿では一括して活動会員と表記）、活動に共感し主に会費を通じた財政的支援を行う「賛助会員」がある。

をほぼ維持、継承し、消費生協だけでなく、医療生協、さらに農協にも広がっている。

しかし、いくつかの例外を除き多くの生協では、その実態を把握し十分な政策的検討がされてきたとは言い難いと思われる*4。例えばA生協の助け合い組織は、2012年度の活動時間数は34,597時間で、全国の生協のくらし助け合いの会の原型グループ（後述）46生協中で1位に位置するが、その2009年度の援助活動の総時間数の50%が活動会員全体の9%によって担われ、同時間数は利用会員全体の11%が利用しているといった実態（表1-1～1-4*5参照）は、当事者の感覚的な認識としてはあったにせよ、データで実態を確認し、背景にある課題を探るといったことはおこなわれないうまに過ぎてきた。日本生協連が毎年実施している生協くらしの助け合い全国実態調査でも、そうした実態把握まではされていない。

さらに活動実態の検証だけでなく、理念的な検証も不徹底だと考える。くらしの助け合いの会では、“いま活動しておけば、将来自分が必要になったときに助けてもらえる”といった期待が、理念的な支えになっている。しかし援助しておいた時間が、支援が必要な時には自分への援助として返ってくる時間預託制とは異なり、生協のくらしの助け合いの

会は、そうした相互性を制度には組み込んでいない。生協のくらしの助け合いの会で語られる“おたがいさま”は、支援者と利用者との間の厳密な意味での“相互性”ではなく、困ったときは“おたがいさま”であり、自分自身が困ったときの体験に裏打ちされた“支援”の贈与に近い実態に思われる。しかし、くらしの助け合いの会の原理的な説明は、こうした理念と現実との乖離を残したまま「矛盾」なく継承されてきた。くらしの助け合いの会自体は協同組合組織でないが、その基盤にあるのは“協同”であり、協同組合の「価値」リスト*6に挙げられた「自助」という価値から、くらしの助け合いの会のあり方をあらためて問う必要性を強く感じる。

そして、他方で2005年の介護保険法改正以来、介護保険制度にもとづく高齢者介護サービスが、主に介護保険財政上の事情から給付抑制に向かい、軽度介護者への介護支援を国の給付制度に代わって担う組織としてくらしの助け合いの会への「期待」が生協内でも膨らんでいる。とはいえ、多くの生協で生協組合員のなかでのくらし助け合いの会・活動会員の割合は、0.1%にも及ばない現実（2009年実績、日本生協連集計）があり、そうした参加率の向上を可能にする政策的な支援もないままに期待だけが大きくなるのは、くらしの助け合いの会の努力に逆行するものとなることを指摘しないわけにはいかない。

協同組合を基盤とした生活互助組織、つまり他の誰かのためではなく、自らのための協同組合の相互自助（mutual self help）が、こうした現状に留まっていけないのだろうか。

*4 日本生協連では、2006年度に「くらしの助け合い活動に関わる組織のあり方検討会」が設置され、報告書が2007年3月に発表されている。この検討会は、2015年にめざしたい“くらしの助け合いの会の姿”を探ることを目的としたが、より広範に生協の助け合い活動の全体のあり方を整理する必要性を確認し、組織実態にもとづいた一定の類型化を図ったうえで、今後の「検討の素材として活用されることを期待して」特定のあり方を提示することを留保して閉じられている。

*5 A生協は2010年に愛知県下の2生協が合併して誕生したが、合併前には各生協毎に「くらしの助け合いの会」があり、合併後もO地域、M地域で、それぞれ存続している。このため、それぞれの実績を各たすけあいの会事務局が集計している。表は、2009年度分の各データにもとづき筆者が作成したものである。

*6 協同組合の国際組織である国際協同組合同盟（ICA）の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」（1995年）は、協同組合が依って立つ価値について、「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする」としている。

くらしの助け合いの会の活動会員の活動時間・利用会員の利用時間の分析（2009年）

表1-1 A生協 O地域・「くらしたすけあいの会」 活動会員別活動時間

総活動時間の 累計割合	人 数	各区分割合	区分累計	区分毎の 活動時間合計	区分毎の 平均活動時間/人
I 20%まで	9	4.1%	4.1%	4,083	453.7
II 40%まで	19	8.7%	12.8%	4,434	233.4
III 60%まで	28	12.8%	25.6%	4,318	154.2
IV 80%まで	43	19.6%	45.2%	4,259	99.0
V 100%まで	120	54.8%	100.0%	4,321	36.0
合計	219	100.0%		21,415	97.8

全体の20%の活動時間を活動会員9名（全体の4.1%）で対応している。活動時間最長位区分Iの9名の一人当たり年平均活動時間は453.7時間。活動時間中位区分IIIの28名の一人当たり年平均活動時間は154.2時間。活動時間最短位区分Vの120名の年平均活動時間は36時間。

表1-2 A生協 M地域・「くらしたすけあいの会」 活動会員別活動時間

総活動時間の 累計割合	人 数	各区分割合	区分累計	区分毎の 活動時間合計	区分毎の 平均活動時間/人
I 20%まで	5	2.8%	2.8%	2,268	453.6
II 40%まで	11	6.3%	9.1%	2,242	203.8
III 60%まで	17	9.7%	18.8%	2,316	136.2
IV 80%まで	28	15.9%	34.7%	2,299	82.1
V 100%まで	115	65.3%	100.0%	2,297	20.0
合計	176	100.0%		11,422	64.9

全体の20%の活動時間を活動会員5名（全体の2.8%）で対応している。活動時間最長位区分Iの5名の一人当たり年平均活動時間は453.6時間。活動時間中位区分IIIの17名の一人当たり年平均活動時間は136.2時間。活動時間最短位区分Vの115名の一人当たり年平均活動時間は20時間。

表1-3 A生協 O地域・「くらしたすけあいの会」 利用会員別チケット購入枚数

購入チケットの 累計割合	人 数	各区分 人数割合	人数割合 累計	チケット購入枚数 合計（1時間/枚）	平均 購入枚数/人
I 20%まで	4	0.9%	0.9%	3,993	998
II 40%まで	22	4.8%	5.7%	4,552	207
III 60%まで	41	9.0%	14.7%	4,239	103
IV 80%まで	72	15.8%	30.5%	4,305	60
V 100%まで	317	69.5%	100.0%	4,326	14
合計	456	100.0%		21,415	47

全体の20%のチケット（1枚1時間）を利用会員4名（全体の0.9%）で購入している。最多購入区分Iの4名の年間購入チケット枚数は平均998枚。チケット購入中位区分IIIの41名の年間購入チケット枚数は103枚（月平均8.6枚）。チケット購入最少区分Vの317名の年間購入チケット枚数は平均14枚。

表1-4 A生協 M地域・「くらしたすけあいの会」 利用会員別チケット購入枚数

購入チケットの 累計割合	人数	各クラス 人数割合	人数割合 累計	チケット購入枚数 合計（1時間/枚）	平均 購入枚数/人
I 20%まで	14	4.1%	4.1%	1,932	138
II 40%まで	21	6.2%	10.4%	1,961	93
III 60%まで	34	10.1%	20.4%	2,036	60
IV 80%まで	54	16.0%	36.4%	1,983	37
V 100%まで	215	63.6%	100.0%	1,984	9
合計	338	100.0%		9,896	29

全体の20%のチケットを利用会員14名（全体の4.1%）で購入している。最多購入区分I14名の年間購入チケット枚数は平均138枚（月平均11.5枚）チケット購入中位区分III34名の年間購入チケット枚数は60枚（月平均5枚）。チケット購入最少区分V215名の年間購入チケット枚数は平均9枚。

2. 生活互助組織としての新たな展開

1) このようなくらしの助け合いの会の現状のなか、いくつかの生協では政策的な模索が行われ、くらしの助け合いの会の原型からの分岐も含め、次のようなベクトルでの展開が生まれている。

第1は利用会員制度の廃止（利用者の非限定）、第2は助け合いの会活動の地域分権・当事者決定化、第3は〈活動から事業へ〉の展開、そして第4に担い手組織の独自化（ワーカーズ・コレクティブ、NPO法人）といったもので、そこでは表2「くらしの助け合いの会活動の種別分析」に見られるように、活動会員数・活動時間数などで顕著な差異が確認できる。これらについては、以下詳述する。

2) 日本生協連の「くらし助け合いの会」活動調査では、活動を次の4類型に区分している。Ⅰ型くらし助け合いの会、Ⅱ型おたがいさま・サポート活動（事業）、Ⅲ型会員相互の助け合い活動、Ⅳ型ワーカーズコープ・ワーカーズコレクティブ・住民参加型NPOの生協連携型である。

日本生協連の集計表では各区分の説明がないため、前述（注4）の「くらしの助け合い活動に関わる組織のあり方検討会」報告（2007年）を参照しつつ、当該会員生協の実態も視野に入れ、上の4つのベクトルに対応して解説すると、次のように言える。

Ⅰ型の「くらし助け合いの会」は、くらし助け合いの会の原型組織であり、利用会員・活動会員・賛助会員といった会員制度をもち、各会員は会の運営費に充てる会費を負担している。利用会員は時間単位で活動会員から支援をうけ利用料を支払い（チケット制）、活動会員は利用料から1割程度を会運営のために納付（控除）する。日本生協連が集計した68生協のうち、46生協（全体の67.6%）が

このタイプにあたる。生協内組織に近いが、一応生協とは別の独立した組織である。

Ⅱ型の「おたがいさま・サポート活動（事業）」は、利用会員制度がなく、誰でも支援を受けられる点が原型とは異なる（この型では利用会員はいないが、表2では利用者数を「利用会員数」として集計）。生協数では6生協（8.8%）と多くはないが、広がる傾向にある。

この組織類型は、千葉県の上生協からはじまったもので、上生協では、これを生協のヒューマンサポート事業に組み入れ全域一体の事業として展開し、利用料も購買事業の商品代金回収と同じシステム（銀行引き落とし）になっている。利用会員制度を採らないが、上生協組合員であれば誰でも利用できるという考え方に立つことから、生協コミュニティ内における組合員相互の“たすけあい”事業と意義づけることが可能である。これに対し同じく“たすけあい”を理念とするものの、鳥根県のS生協の“おたがいさま”組織は、生協組合員活動のなかから生まれたものだが、組織は生協内組織ではなく、むしろ独立型のⅣ型に近い。全県をエリアとする上生協に対し、このS生協の“おたがいさま”組織は、地域自立型でそれぞれの地域で“おたがいさま〇〇（地域名）”が、生協から一定額の支援を受けながらも財政的に独立して活動している。

このように母体生協との関係で生協内包摂型の前者（上生協）と分離独立型の後者（S生協）とでは大きく異なり、着眼点にも依るが“おたがいさま”組織とサポート活動（事業）型を一括して扱う分類には無理がある。

Ⅲ型の「会員相互の助け合い活動」は、生協のさまざまな組合員活動の一つと位置付けられる。活動組合員にも利用者にも、会費が課されることはなく、組合員活動一般とほぼ

表2 「くらしの助け合いの会」活動の種別分析表

活動種別	生協数	割合	活動会員		利用会員						年間総活動時間								
			高齢者 (65歳以上)	障がい者	支子育て 支援	病気ケガ	その他	区分データ なし	合計	賛助会員	(65歳以上)	障がい者	支子育て 支援	病気ケガ	その他	不区分	合計		
I くらし助け合いの会の原型（会員登録制、会費と時間単位の利用料）	46	67.6%	32.3%	3.7%	57.6%	3.1%	7.3%	5.5%	6.1%	20.4%	100.0%	99.3%	40.2%	3.4%	7.1%	6.2%	5.9%	37.1%	100.0%
II 「おたがいさま」・「サポート活動（事業）」	6	8.8%	27.4%	3.0%	11.6%	0.2%	5.4%	0.6%	53.3%	28.9%	100.0%	—	3.1%	0.1%	17.4%	0.0%	44.6%	34.7%	100.0%
III 会員相互の助け合いを行っている「会」活動（入会金・会費は無し）	8	11.8%	20.2%	0.7%	7.4%	0.9%	2.0%	1.9%	1.8%	86.1%	100.0%	0.0%	45.0%	2.6%	19.6%	8.3%	3.1%	21.4%	100.0%
IV 「ワーカーズ・コース・アップ」「ワーカーズ・コレクティブ」「住民参加型NPO」で生協連携型	8	11.8%	20.1%	1.2%	40.7%	1.9%	6.3%	0.6%	44.6%	5.9%	100.0%	0.7%	6.8%	0.5%	1.0%	0.1%	3.4%	88.3%	100.0%
合計 I + II + III + IV	68	100.0%	100.0%	2.4%	22.2%	1.0%	5.5%	1.8%	38.3%	31.3%	100.0%	100.0%	16.0%	1.2%	4.0%	1.9%	5.6%	71.4%	100.0%

出所：2009年度日本生協連による集計結果にもとづき橋本が作成。

同等な生協からの活動援助があり（生協ごとで内容上の差異はある）、その援助範囲での組合員の任意の自主的活動とされる。このタイプの助け合い組織は、生協数では8生協（11.8%）ある。近年、くらしの助け合いの会以外の組合員活動として、子育て支援の活動が生協で広がるなか、両者の扱いを平等化するため、くらし助け合いの会を組合員の活動組織一般に位置付け直すという意図もある。

Ⅳ型の「ワーカーズコープ・ワーカーズコレクティブ・住民参加型NPO」は、生協組織から生まれた組織が多く、特定非営利活動法人などの法人格をもつものも含んでいて独立型組織である。生協数では8生協（11.8%）だが、これは母体（連携）生協の数であり、とくにワーカーズ・コレクティブ組織を採っている場合は、独立して活動する単位は少数で多数となる。ボランティアな“たすけあい”だけではなく、介護保険に基づく介護サービスなども併せ実施しているものも多く、協同組織ではあるが、生協の枠内に位置付けるには無理がある。

3) これら種別を異にする組織は、活動・事業の実績面でもいくつかの特徴をもっている。

4つに類型化された「助け合い活動組織」のうち、生協数ではⅠ型67.6%、Ⅱ型8.8%、Ⅲ型11.8%、Ⅳ型11.8%で、依然として原型Ⅰ型が多数を占めるものの、活動者数ではⅠ型32.3%、Ⅱ型27.4%、Ⅲ型20.2%、Ⅳ型20.1%と原型Ⅰ型のウエイトは半減し、Ⅱ型の“おたがいさま”・サポートの活動参加者数が大きく伸び、Ⅲ型・Ⅳ型のウエイトも増している。さらに活動時間数ではⅠ型21.9%、Ⅱ型3.9%、Ⅲ型5.3%、Ⅳ型68.9%と逆転が起り、独立型Ⅳ型のウエイトが飛躍的に大きくなっている。活動時間は、活動者

数×平均活動時間数に分解できるから、独立型Ⅳ型では活動者一人当たりの平均活動時間が多いことが判る。Ⅳ型は組織として独立型であり、事業性も高まることから、活動に参加する人のなかでも“仕事、働き”の意味合いが大きくなると考えられる。

このように、依然としてくらしの助け合いの会活動の原型が、組織としては多数を占めているものの、活動・事業内容としては確実に分岐が進行しており、先に4つの分岐ベクトルとして示した、1) 利用会員制度の廃止（利用者の非限定）=活動会員の比重の高まり、2) 助け合いの会活動の地域分権・当事者決定化、3) <活動から事業へ>の展開、4) 担い手組織の独自化は、総じて、“生活サポートサービスの提供活動化・事業化”の流れとして括ることができる。

それは、くらしの助け合いの会の原型においては、“おたがいさま=相互扶助”という相互性に基盤を置いて理解されてきたあり方が、利用会員・活動会員という会員制度がはらんでいた“脱相互性”への契機を本格的に顕在化させる流れとも考えられる。そして、そこには生活協同組合における「事業」化がもたらす傾向、つまり組合員（生活者）の協同活動のなかから協同事業が立ち上がっていくとき、活動がもってきた当事者間の対等性・相互性の原理に基づいた協同が“ゆるみ”、事業者としての協同組合と、利用者としての組合員の対向性が派生してくるという「現象」である。それは、今日の生協の福祉事業が、購買事業において肥大化した事業自立化傾向を投影している結果とも考えられる。

しかし他方、買い物困難地域への移動販売車の投入、高齢者・妊産婦等への配達料軽減などの宅配優遇サービスの導入、夕食宅配事業の開始など消費生協の事業・活動の多様な

福祉の展開もあって、生協は地域福祉への志向性^{*7}をもちはじめている。従来の介護保険サービス＋くらし助け合いの会活動といった素朴なく生協の福祉像に変更を求め、「自助」を基盤とした生協における生活互助組織も新たな展開に踏み出すべき時を迎えている。

3. 生協・くらし助け合いの会の現実に、理想的にも、実態的にも立脚した課題

生協くらしの助け合いの会という活動の原点を考える上で、一つのエピソードを以下に紹介してみたい（コメントは筆者のもの）。

1) くらし助け合いの会の生活に密着した包括性、共同性

共に不定期の仕事をもつ夫婦は、両者ともに仕事が入った時には、子ども（1歳）の世話を活動会員Aさんに依頼していた。すでに二度ほどかかわっていたAさんから、こんな提案がされた。

「今日は近くの公園に散歩に出かけたけれど、次回予定している土曜の午前中には、私の子どもが出るソフトボールの練習試合が学校であるので、そこへ一緒に連れだって応援に出掛けていいですか？また、我が家でこの赤ちゃんの話をしていたら、小学6年の娘がぜひ会いたいというので、午後には娘をこちら（利用者宅）に呼んでいいですか？」

^{*7} 日本生協連地域福祉研究会報告書『誰もが安心して暮らせる地域づくりへ』（2010.10）を貫く生協福祉の本格的な展開方向の提示や、この報告書を受け実施された日本生協連主催の「第1回生協地域福祉交流会・あったか地域づくり交流会」（2011.11.12）における報告（①「生協の事業を通じて日常の困りごとに対応する取り組み」福井県民生協、②「地域の中でネットワークをつくっていく取り組み」生協しまね、③「高齢者・子育て層などの孤立化を防ぐ取り組み」南医療生協、④「広がる格差、すすむ貧困に対する取り組み」岩手信用生協）は、生協による地域福祉への展開として理解できる。

この提案について両親が話し合っていると、父親がそれは“公私混同”ではないかと言ったというのです。

私（筆者）は、その話を聞き、今の若い親たちはくらし助け合いの会をそのように見ているんだなと思いながら、その“公私混同”という言葉に補助線に考えてみると、くらしの助け合いの会の“本質＝価値”のようなものが浮かび上がってくるように思えたのです。

つまり、くらしの助け合いの会の活動とは、“公私混然一体”の世界、つまり「私」と「公」が未分離な状態のなかで行われる共同活動であり、そこがこの活動の生命なのではないか。自分の子どもが出場するソフトボールの応援に行くという母親にとってはプライベートな時空に、託された子の「ケア」を持ち込む、あるいは子どもの「ケア」の時空に娘を呼び込むという発想の基礎には、保育所のような公共空間でのそれとは異なり、たすけ合いの会の「ケア」は、Aさんのふだんの生活のなかで暮らしと結びついて行っものだという、ごく自然な感覚があったように思われる。活動会員である母親のケアの現場で、“あなたにも、こんな頃があったんだよ”などと会話を交わしながら、小6の娘さんは子育てをちょっとだけ体験し、いそいそといつも出掛けていく母の活動する姿に触れる。そこに、助け合いの会の活動が日常のくらしのなかの“おたがいさま”であることの意味がある。利用料を受け取り、利用者のもとで拘束された時間にサービス労働を行うのとは違う働き方であり、そうした場として“公私混然一体”の時空～それを、私は“共同の時空”と呼びたいのだが～で行われているのが、くらし助け合いの会の活動なのではないだろうか。

くらしの助け合いの会の活動が、介護保険に基づく介護サービスの提供とどこが違うか

という、介護保険サービスでは制度にもとづき、ひとり一人を要介護○・要支援○と区分認定し、介護保険法に列挙された介護サービスがケアプランに基づいて指定された事業所から提供される。利用者も、ニーズも、サービスも制度によって定義され、これに人を当てはめることで成立している。

これに対し、くらしの助け合いの会の活動はくらし丸ごとに向き合い、そこで求められることに対し“できるだけ”の範囲で、しかし“できるだけ”がんばって応えようと努力する*8。個々のケースにおける＜できる／できない＞の判断は、活動会員の＜やれる／やれない＞という判断に委ねられている。このような「ニーズを仕分けしない」やり方は、鳥根県のS生協のおたがいさまの活動を通し整理されてきたものだが、おそらく、どの生協のたすけあいの会も個々の現場では同じようになっているのではないか。この助け合いの会のおたがいさまという“しくみ”は、自分で判断し、自分の責任で行う、自己決定・自己執行という当事者原理が生かされている点が大事である。

ついでに触れておこなうなら、宅老所運動のなかで生まれた“断らない”という原理は、支える側にたつ原理として定式化されてきたが、くらしの助け合いの会は＜支える側も／支えられる側も＞“おたがいさま”であり、＜できることも／できないことも＞お互いさまと了解し合う関係と言ってよい。そして、先に示した“できるだけ”という言葉の両義性が、柔軟に生かされている。南医療生協（名古屋）で言われる「手抜き、足抜け、雲隠れ

*8 このような生活があるがままに受け止め、生活のレベルで支え合うことが生活福祉の課題であり、生活協同組合福祉の基礎に置かれるべきものであることは、朝倉美江（2002）が指摘したことである。

OK。世話焼きをほどほどにチャレンジしましょう」という呼びかけの意味は、そこにあって、だけれども究極的には、人々の人間としての“やさしさ”に担保されるはずだという信頼があるから、“それでいい”となる。

「制度」というのは、“それでいい”では困るからと作られるわけだが、助け合いの会という“しくみ”が“おたがいさま”を排除していないことが大切だと思う。なお、くらしの助け合いの会の活動は「制度外」サービスだという言い方もあるが、これは不正確で制度とは違った原理で動いていることを確認しておくことが必要だ。

（以上、くらしと協同の研究所2012年総会記念シンポジウム（2012.7.1）第3分科会「地域のくらしから協同の価値を考える」での橋本コメントから）

2) くらしの助け合いの会の実践に蓄積された可能性と課題

もう一つ前出「A生協くらしたすけあいの会実態調査」報告は、「くらしたすけあいの会」の活動会員（A生協では協会の呼称を使っているが、本稿全体の用語統一という趣旨で活動会員と表記）に対するアンケートのなかで、活動会員として活動してきて良かったこと・感銘したこと、困ったこと・悩んだことの自由記入をもとに、KJ法によりそれぞれを整理している。その概要を以下に紹介する（コメントは筆者による）。

①「良かったこと、感銘したこと」

- ・自分ができる範囲のことをやっているだけなのに利用者から喜んでもらった。
- ・喜んでもらえることを通して自分の能力が役立つことが確認できた。
- ・利用会員との出会いを通して多くを学び、経験をゆたかにできた。

- ・活動を通して世の中の実態や制度のこななどを知り視野を広げることができた。

これらの活動を通して得られた「くらしたすけあいの会」活動の「良さ」にこそ、会員が活動を続け、会員をひろげるエネルギーの源があり、こうした活動に基づく“実感”を大切にすることが大事なことが確認できた。

“おたがいさま”の相互性とは、外形的に等価な支え合いではなく、支えること／支えられることのそれぞれを通して得られることに着目し、支えることにおける相互性とは、いつか誰かに支えてもらえることへの期待ではなく、支える“いま”得られる充実感や自らの力の発見などが、活動会員にとっての相互性である点を確認できる。“おたがいさま”の理念に隠されていた支える側の価値に光を当て、活動会員が活動を通して得られるこれら価値を活動会員相互で共有し、伝え広げていくことが、協同にとって肝心なことに気づく。ここからは、〈コーディネーター〉－〈活動会員〉という実際活動におけるタテの関係にもまして、活動会員相互の交流を重視するという方向性を確認したい。

②「困ったこと、悩んだこと」

- ・「情も良し悪し」「利用者の要求に対する受容範囲はどこまで?」「仕事にまではしたくない!」
- ・「良かれと思った事が迷惑に」「話好きな利用者に上手に切り上げるタイミングが取れない」
- ・「障がいのある方へのお手伝いは（気が）重い」「ガン末期の人への支援は精神的負担が大きい」
- ・「活動の中身がいっぱい時間で時間内には終わらない」「コーディネーターのスキル向上を」

- ・「30分・15分単位のチケット時間を（注：現在は1時間単位）」「会の決まりが多く、してあげたいことができない」

困ったこと悩んだことに関する意見が、「くらしたすけあいの会」の運営上の課題としても出されており、同時に、利用会員との関係で整理が必要な課題が多く出された。単発の活動ではなく、継続的な関わりのなかで派生してくる諸問題のフォローが十分でなかった実態も明らかになった。こうした問題点の認識を共有し、解決に向けた検討が、これまでは主にコーディネーターに委ねられ、活動会員の参加をベースに置き切れていない点の改善も課題として確認できる。

以上のエピソードとアンケート調査結果からは、くらしの助け合いの会のこれからを単純に“生活サポートサービスの提供活動化・事業化”の流れとして方向付けるのではなく、生活互助組織としての協同活動の可能性を現実のなかから紡ぎ出し、その集積を源泉として協同事業を立ち上げていくという全体的な構想をもつ大切さが示唆されているように思われる。

4. ひとつの模索としての“地域たすけあいの会”と地域連携

A生協では、これらの調査・検討を踏まえながら、これからの生協福祉^{*9}のあり方を模索している。

^{*9} 筆者は、協同組合福祉を、第1に福祉サービスにおける自助・共助・公助にもとづく福祉ミックスを通し、生活としての福祉の実現をめざすものであって、第2に福祉サービスの利用者自身が、福祉サービスの供給システムの当事者として参加し、これを統治することが可能で、第3にその実践はコミュニティ福祉の一端を担いつつその拡充を図ることをめざし、第4に国・自治体による公的な福祉制度に対するアドボカシー機能を有するといった特徴をもつ、協同組合における福祉の活動、事業の総体と定義している。（橋本吉広，2010）

A生協は、2010年に愛知県下の2つの消費生協が合併し新たに出発した生協であるが、合併時の高齢者介護事業の到達点を生かしながら、“福祉”を生協全体に貫く視点として掲げ、合併から3年を経た2013年、組合員組織の“地域”志向も強めようとしている。そうした活動基調に呼応し、同生協理事会のもとにある福祉政策推進委員会を軸に生協福祉の推進とあらたな政策づくりが進んでいる。

合併を控えた2009年に策定され、2015年頃を目途に実現をめざすとしたA生協の福祉政策は、合併後の指針として生かされ、「くらしたすけあいの会」の改革・発展は、その重要な課題として位置付けられた。そこには、「くらしたすけあいの会」のあり方の多くを、会自身に委ね、理事会としての独自の検討や政策的提起が出し切れてこなかったのではとの反省もある。当然のこととして、組合員の自主的組織であるくらしの助け合いの会のあり方は、会自身が検討し決定すべきであるが生協の組合員組織全体のなかに生協福祉の大切な一端を担うくらしの助け合いの会を位置付け、他の組合員活動や生協事業との連携も視野に入れ、総合的な発展支援の視点からくらしの助け合いの会のあり方を理事会として明らかにしていくという問題意識がある。この政策検討に参加しているメンバーの一員として、以下私の問題意識のポイントを示してみたい。

1) 生協の地域福祉力という視点から(初歩的ではあるが)現状を評価し、日常生活圏(当面は行政区)に“地域たすけあいの会”として“のれんわけ”しながら、今後、“おたがいさま”の新たな互助性の確認をもとに、生活の場での当事者双方の自己決定・自己執行性を高めていこうという志向性がある。

そこでは、従来のくらし助け合いの会が、①地域志向を強めるなか、組合員互助から地域での住民互助へと踏み出していく方向と、②ワーカーズコープのような新たな協同事業への展開方向という2つの発展方向をはらんだ挑戦にすすむ可能性を内包している。それらは生協の多様な地域互助組織(例えば配食グループ、地域みまもり活動、子育て/子育て支援活動)や生協の購買・共済・住宅などの事業連携、さらに生協外の活動団体との連携などを通して、地域での生活福祉の拡充につながって行くことが期待される。

2) そうした全体像を描く上で「コープ地域ふくし」を目標に掲げ、そこへの接近方法としてコープ地域福祉力の指標化をすすめている。日常生活圏域をめざしつつも、ひとまず行政区毎の生協の組合員数、組合員活動における福祉分野の活動実態(福祉基金の拠出状況を含む)、「くらしたすけあいの会」の組織・活動実態、生協の介護サービスの事業実態と利用者の実態を行政区別の分布状況として数値化(行政区別構成比)することで、行政区毎の総合ふくし力を算出する(岩間他2003)。

その数値を基礎に

- I. 本格的な日常生活圏における生協福祉を模索・開発する地域
- II. 行政区レベルでの標準モデルとして確立普及を図る地域
- III. 事実上の空白エリアを含め標準モデルへの接近を準備する地域

の3群に分け、それぞれの到達点にあった生協福祉づくりの推進と支援をおこなうことが、その骨格になる。そうした構想の実現を先駆的に牽引する役割を担うのが、「くらしたすけあいの会」の発展として位置付ける「地域くらしたすけあいの会」である。2012年秋現在、合併前の生協に対応した2つの「くらしたす

けあいの会」が、合併して一体化する方向ではなく、地域たすけあいの会へと分節化しながら組織整備を図り、同時進行でくらし助けあいの会の会員調査からでてきた活動改革をすすめる方針が確立されようとしている。

A生協は、全国の消費生協における福祉事業・福祉活動の先頭グループに位置しており、全国のすぐれた実践から学びながら、生協全体の福祉をすすめる役割の一端を担う責任を自覚して欲しいと考えている。そのことが、国家による自助や共助の強要と公助の縮減^{*10}ではなく、自助の協同化を軸に自助・共助・公助を市民の立場から統合していく主体の一翼を生協が担うことへの期待を込めながら。

【参考文献】

- 朝倉美江（2002）『生活福祉と生活協同組合福祉』同時代社
- 伊藤周平（2011）『保険化する社会福祉と対抗構想』山吹書店
- 岩間文雄・和田武夫・溝端剛・船曳宏保「＜高齢者にとっての福祉の豊かさ＞評価モデルの研究」『関西福祉大学研究紀要』第6号，2003年所収
- 京極高宣（2002）『生協福祉の挑戦』コープ出版
- 田淵直子（2003）『ボランティアと農協～高齢者福祉事業の開く扉』日本経済評論社
- 成田直志（2005）「社会福祉と生協」『現代生協論の探求＜現状分析編＞』所収コープ出版
- 橋本吉広（2010a）「介護保険制度下での生活協同組合福祉の10年と今後の展開」『金城学院大学論集社会科学編』第7巻第1号，金城学院大学
- 橋本吉広（2010b）「組合員がつくる協同組合福祉」朝倉美江・太田貞司編著『地域ケアシステムとその変革主体』所収，光生館
- 橋本吉広（2012）「協同組合セクターと福祉事業」J C総研『にじ』No.639，2012年秋号所収

*10 これまで、例えば『厚生労働白書平成20年版』（pp.6-7）などの政策文書にはあった＜自助・共助・公助の組み合わせ＞という考え方を、初めて法律に持ち込むことになった。あえて法律が定めなくても、国民は日常のなかで自助・共助・公助の可能な組み合わせを通し、自らの社会生活の安定を図っている。そうしたなか、仮にこの法律が、「家族相互及び国民相互の助けあいの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」に公助の役割を限定するとすれば、それは社会保障の後退として指弾されるべきであろう（伊藤周平2012）。そして市民自らが自助・共助・公助の適切な組み合わせで安心を実現することを真の意味での「社会保障」と言うなら、法律をもってまず律すべきは「国家保障」としての公助のあり方であり、国家が自助・共助に介入し「支援」するとしても、それをもって「公助」とすることにはできない。